

6 財政構造の弾力性

(1) 経常収支比率

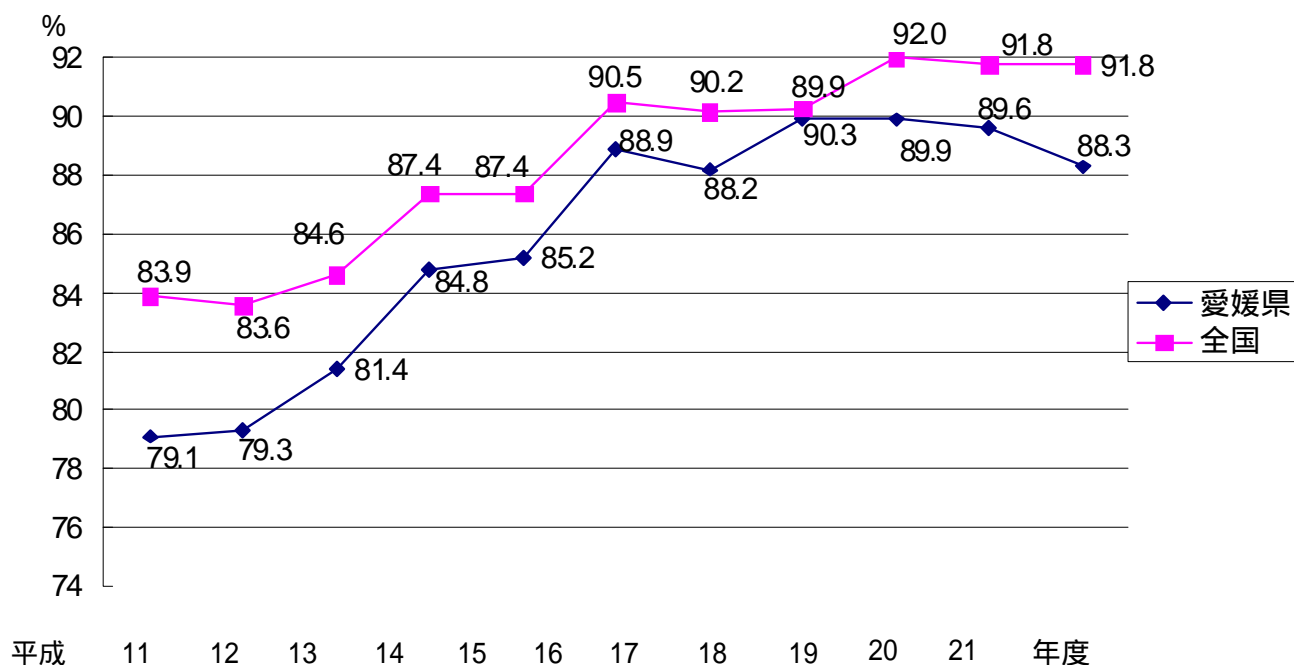
経常収支比率は 88.3% で、前年度より 1.3 ポイント改善した。内訳を見ると、人件費が 1.1 ポイント、公債費が 1.2 ポイント低下。扶助費が 0.2 ポイント上昇している。(団体別では、16 団体で改善、4 団体で悪化)

第 9 表 経常収支比率の状況

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
経常収支比率	79.1	79.3	81.4	84.8	85.2	88.9	88.2	89.9	89.9	89.6	88.3

(注) 単純平均

第 7 図 経常収支比率の推移



経常収支比率とは

その団体の財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度経常的に収入される一般財源(地方税、普通交付税など)のうち、経常的経費(人件費、扶助費、公債費など)に充当された一般財源の割合のこと。

この比率が高いほど、臨時の財政需要や、団体のニーズなどに対応した事業の実施が難しくなる。

経常経費(人件費、扶助費、公債費等) 充当一般財源

× 100 (%)

経常一般財源(地方税、普通交付税等) + 減収補てん債特例分 + 臨時財政対策債

(2) 起債制限比率

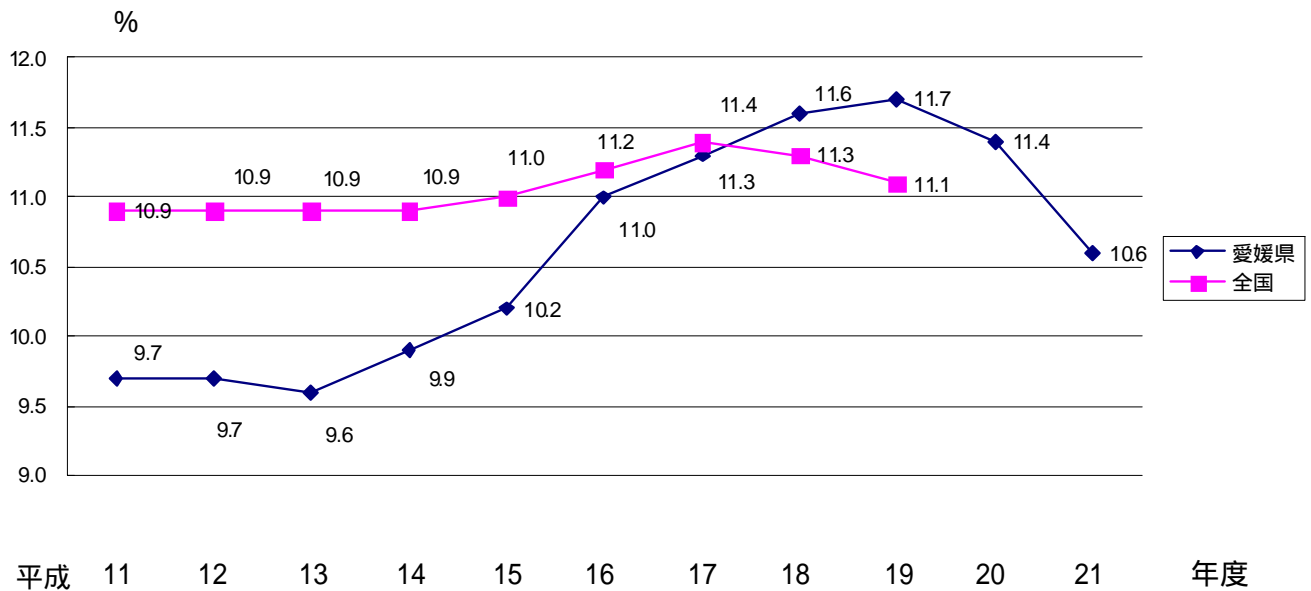
起債制限比率(3カ年)は10.6%で、前年度より0.8ポイント改善した。(団体数:改善19、悪化1)

第10表 起債制限比率の状況

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
起債制限比率	9.7	9.7	9.6	9.9	10.2	11.0	11.3	11.6	11.7	11.4	10.6

(注)単純平均

第8図 起債制限比率の推移



起債制限比率とは

その団体の公債費に対する財政負担の度合いを示す指標の一つで、標準財政規模(標準的な状態で通常収入できるであろう経常的一般財源総額)に占める地方債元利償還金に充当された一般財源の割合のこと。(交付税措置のある地方債に係る一般財源を除く。)

$$\frac{A - (B + C + E + F)}{D - (C + E + F)} \times 100 \quad \text{の3カ年(18~20年度)平均} \quad (\%)$$

- A = 当該年度の普通会計に係る元利償還金(繰上償還分を除く。)
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出(施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。)
五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出
- B = Aに充てられた特定財源
- C = 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費
- D = 標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)
- E = 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
(普通会計に属する地方債に係るものに限る。)
- F = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

(3) 公債費負担比率

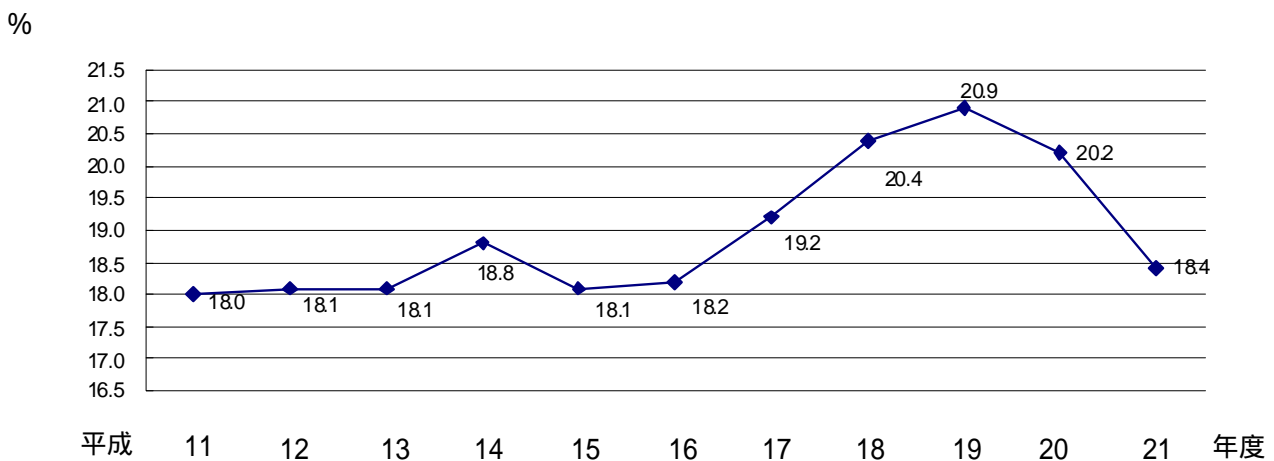
公債費負担比率は 18.4%で、前年度より 1.8 ポイント改善した。これは、地方債発行額の抑制と地方交付税等一般財源の増加によるものである。(18 団体で改善、2 団体で悪化)

第 11 表 公債費負担比率の状況

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
公債費負担比率	18.0	18.1	18.1	18.8	18.1	18.2	19.2	20.4	20.9	20.2	18.4

(注)単純平均

第 9 図 公債費負担比率の推移



第 12 表 平成 21 年度公債費負担比率の段階別団体分布状況

区分	10 ~ 15	15 ~ 20	20 ~
市	2	7	2
町	1	3	5
計	3	10	7

公債費負担比率とは

その団体の公債費に対する財政負担の度合いを示す指標の一つで、一般財源のうち、公債費に充当された割合のこと。

$$\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

(4) 実質公債費比率

財政健全化法に基づく比率

実質公債費比率は 15.0%で、前年度より 1.0 ポイント改善した。地方債の許可団体となる 18%以上の団体は、前年度より 1 団体減少し、4 団体となっている。

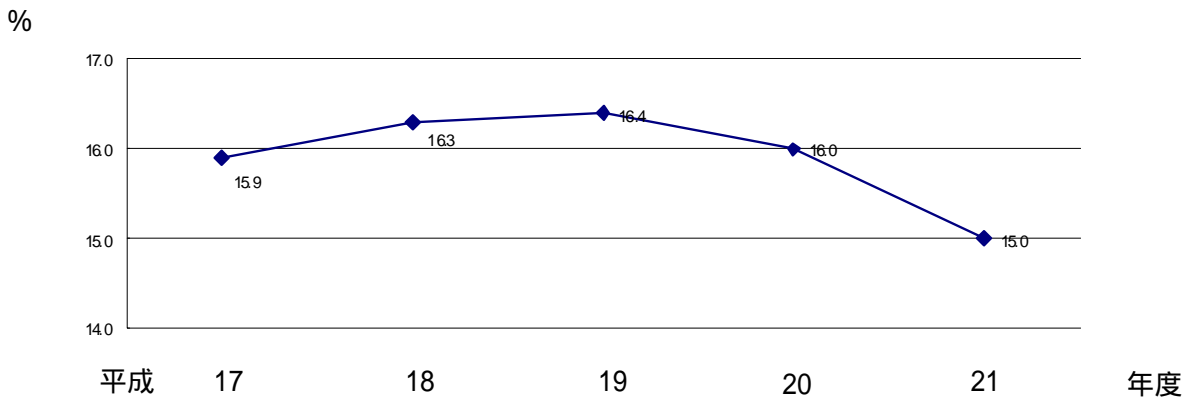
第 13 表 実質公債費比率の状況

年度	17	18	19	20	21
実質公債費比率	15.9	16.3	16.4	16.0	15.0

(18%以上の団体)
大洲市、四国中央市、
久万高原町、鬼北町

(注)単純平均

第 10 図 実質公債費比率の推移



第 14 表 平成 21 年度実質公債費比率の段階別団体分布状況

区分	~ 18	18 ~ 25	25 ~
市	9	2	0
町	7	2	0
計	16	4	0

実質公債費比率とは

起債の協議制移行に伴い導入された指標で、公債費に対する財政負担の度合いを示すもの。市場の信頼や公平性の確保、透明化等の観点から、公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰出金等についても算入し、財政の健全性の判断基準の一つとなるもの。18%以上の団体は、起債にあたり許可が必要となる。

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100 \quad \text{の3ヵ年(18~20年度)平均} \quad (\%)$$

A = 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B = 地方債の元利償還金に準ずるもの（一部事務組合の公債費への負担金、公営企業の元利償還金への繰出金等）

C = 元利償還金等に充てられる特定財源

D = 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E = 標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）